

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案要綱

第二 目的

政府又は全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成二十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、保険者の財政状況を踏まえ、同年度において、当該事業及び国民健康保険組合について国庫補助額の特例を定めるとともに、保険者の相互扶助の観点から、健康保険組合等から徴収した特例支援金を特例交付金として交付することにより当該事業を支援するための特例措置を講じ、もって同年度の医療保険制度の安定的な運営及び国の適切な財政運営に資することを目的とすること。（第一条関係）

第二 政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険関係

一 国庫補助額の特例

平成二十年度分の政府又は協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用について、国庫補助額の特例を設けること。（第二条関係）

二 特例交付金及び特例支援金

1 政府又は協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、一の国庫補助額の特例により国庫補助額から削減した額については、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が交付する特例交付金をもって充てることとし、特例交付金は特例支援金をもって充てること。（第

三条関係）

2 基金は、特例交付金の交付に要する費用に充てるため、この法律の施行の際現に存する健康保険組合のうち所要保険料が基準率未満である等の要件に該当する健康保険組合（以下「特例支援健康保険組合」という。）、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団から特例支援金を徴収すること。（第四条関係）

3 特例支援金の額は、特例支援健康保険組合については、平成十八年度における当該各特例支援健康保険組合の組合員である被保険者の総報酬額の総額に厚生労働省令で定めるところにより基準率から当該各特例支援健康保険組合の所要保険料率（当該所要保険料率が下限率（すべての特例支援健康保険組合の当該所要保険料率の分布状況等を勘案して厚生労働省令で定める率をいう。）に満たないとき

は、下限率とする。)を控除して得た率を乗じて得た額(以下「特例支援金算定基礎額」という。)に、厚生労働省令で定めるところにより七百五十億円をすべての特例支援健康保険組合の特例支援金算定基礎額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とすること。(第五条第一項関係)

4 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)から徴収する特例支援金の額は、二百五十億円に、平成十八年度における当該各共済組合等に係る組合員(国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員)又は私立学校教職員共済制度の加入者について総報酬額の総額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(以下「共済組合等の総報酬総額相当額」という。)を、政令で定めるところにより同年度におけるすべての共済組合等の総報酬総額相当額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とすること。(第五条第二項関係)

5 その他特例支援金の徴収に関し、特例支援金の納付額の決定、納付の方法等所要の規定を設けると。(第六条から第十一条まで及び第十三条から第十五条まで関係)

6 特別会計に関する法律において、特例交付金は、健康勘定の歳入とすること。(第十二条関係)

三 社会保険診療報酬支払基金の特例支援関係業務

特例支援金の徴収及び特例交付金の交付に関し、基金が行う業務及び業務を行うに際し必要な規定を設けること。(第十六条から第三十条まで関係)

四 平成二十年度分の健康保険法の規定による保険料の算定の特例を定めること。(第三十一条関係)

五 二の5及び三に関し、必要な罰則を設けること。(第三十四条及び第三十五条関係)

第三 国民健康保険組合関係

平成二十年度分の国民健康保険組合に対する国庫補助額の特例を設けること。(第三十六条及び第三十七条関係)

第四 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十年七月一日から施行すること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行すること。(附則第一条関係)

1 第四の三 公布の日

2 第四の四の2 この法律の施行の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

二 政府は、この法律の施行後、社会経済の情勢の推移、国の財政収支の状況等を勘案し、医療保険制度の安定的運営が図られるよう、保険者の相互扶助の観点から、平成二十一年度以降の保険者の費用負担の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則

第二条関係）

三 基金等は、この法律の施行日前においても、特例支援関係業務の実施に必要な準備行為等を行うことができるものとする。こと。（附則第三条関係）

四 関係法律の整備等

1 国家公務員共済組合法その他の共済組合法につき、所要の改正を行う。こと。（附則第四条から第七条まで関係）

2 その他関係法律について、所要の改正を行う。こと。（附則第八条関係）